

旧優生保護法一時金支給等に関連した県や市町の役割について

1 基本的な考え方

旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方に対する一時金の支給の請求者については、その多くが疾病や障害を抱えた方であることが想定され、また、請求者にとっては当時のことを思い出す必要があること等、心理的な負担となることも想定される。

このため、請求者の心情を理解したうえで、丁寧な相談・支援など特段の配慮を行うことが必要である。

2 都道府県の役割

(1) 周知・広報（法第12条第1項）

○関係機関への情報提供

県内障害者・支援団体、県内障害者支援施設、県医師会、県病院協会、県精神科病院協会、
県精神科診療所協会、市町・保健所 等

○県ホームページ等への掲載

(2) 相談支援（法第12条第2項）

○専用相談電話、相談窓口の開設。【資料3】

【専用電話番号】 082-227-1040

【受付時間】 月曜日から金曜日の8時30分から17時15分（祝、祭日、年末年始は除く。）

※電話のほか、担当課に設置しているファックスや電子メール等でのご相談も可能です。

・ファクシミリ：082-502-3674

・電子メール：fukosodate@pref.hiroshima.lg.jp

【受付時間】 月曜日から金曜日の8時30分から17時15分（祝、祭日、年末年始は除く。）

○一時金支給に係る請求書等関係書類（以下「請求書」）の配布・郵送【資料4】

(3) 請求書の受理（法第7条第2項）

○請求された書類に記載事項や添付書類が揃わない場合、不足する書類は受理後に補正する。

(4) 都道府県による調査（法第8条）

○請求書を受理後、速やかに県が保有する記録の確認や関係機関への聞き取りの調査を行う。

・医療機関、関係者等当時の状況が分かる資料等を調査する。

(5) 国への報告（法第8条）

○国へ請求書を進達する。また、国から調査の依頼があった場合、再度、調査を行う。

3 市町の役割

(1) 周知・広報（法第12条第1項）

○市広報への掲載等、制度の周知

○広報資料や請求書等、関係資料の配布

旧優生保護法一時金支給等に関する県等の対応について

1 周知

- 【県 庁】健康福祉局 子育て・少子化対策課、障害者支援課においてチラシ配布
子育て・少子化対策課ホームページに相談・請求受付窓口を掲載（※請求書類様式添付）
広報誌等への掲載
- 【県保健所】各担当課窓口でのチラシ配布
- 【市 町】各担当課窓口でのチラシ配布、広報誌等への掲載

2 広島県での相談・一時金支給請求書等の受付フロー

① 請求書類等の配布（県庁子育て・少子化対策課、県保健所、市町）

- 来庁者
【県 庁】子育て・少子化対策課にて書類を手交。
要望に応じて個室にて説明を行う。
- 電話、FAX、電子メール等での請求書類の郵送を依頼する者
・郵送で請求書類を送付する。
- これまでの電話相談で郵送を希望されている者
・県庁から請求書類を送付する。

② 請求書類の受理（県庁子育て・少子化対策課）

- 来庁できる方
（広島県庁5階）子育て・少子化対策課にて、請求書類の確認・受理。【資料3 参照】

<提出書類>

 - ・一時金支給請求書（様式1）
 - ・本人確認書類（例：住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証、パスポートの写し等、本人が確認できる書類の写し）
 - ・医師の診断書（様式2）
 - ・診断書作成に要する費用の請求書兼領収書（様式3）
 - ・口座番号を確認できる書類（通帳の写し等）
- 来庁できない方
来庁できない方は、子育て・少子化対策課へ郵送により受理。
※書類内容が不明な場合は、電話等により請求者へ確認する。

③ 県による調査の実施

- 請求書類の受理後、県が保有する記録や関係機関（医療機関、福祉施設、市町村等）に対し、記録の調査等を行う。
- 県が保有する記録調査の結果、請求者が一時金支給対象者に該当することを確認できた場合は、関係機関への調査は実施しない。

④ 県庁子育て・少子化対策課から国へ進達

- 請求書類と県の調査結果を国へ進達後、国の「旧優生保護法一時金認定審査会」から本人への確認や診断受診の依頼及び関係機関への照会等がある場合、県から本人へ通知する。